

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加東市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminseikatsubu/shiminka/1454058642007.html

執行機関名 加東市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加東市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第11の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条	加東市放課後児童健全育成事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この告示は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童(以下「児童」という。)に対し、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、 <u>地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とした放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)</u> の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		加東市放課後児童健全育成事業実施要綱